

指定居宅介護支援事業

きらら浜松ケアプランセンター

重要事項説明書

当事業所が提供する居宅介護支援サービスに関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 法人概要

開設者の名称	社会福祉法人県民厚生会
事業主事務所の所在地	〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198番地
電話番号・FAX番号	電話(054)646-6766 FAX(054)646-6755
ホームページアドレス	http://www.kenminkouseikai.net/
法人の種別及び名称	社会福祉法人県民厚生会
代表者職	理事長
代表者氏名	望月 忍

2. 事業所概要

事業所の名称	きらら浜松ケアプランセンター
事業所の所在地	〒430-0855 静岡県浜松市中央区楊子町218番地
電話番号・FAX番号	電話(053)443-2731 FAX(053)443-2740
メールアドレス	kirara-h@topaz.ocn.ne.jp
介護保険事業者番号	
指定年月日	
サービス提供地域	浜松市中央区
交通の便	JR浜松駅から車で約5分、徒歩20分

3. 事業所職員の概要 管理者は常勤1名とし、事業所の勤務体制は別紙Ⅰによる。

職 種	資 格	勤務の体制
管理者(介護支援専門員兼務)	主任介護支援専門員	常 勤

4. 営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30 ただし、祝日及び12月30日より1月3日までを除く。

5. 居宅介護支援サービスの運営方針

- (1) 利用者及びご家族のニーズを丁寧に十分把握します。
- (2) 利用者の身体及び精神状態の変化に応じて、利用者の立場に立って居宅サービス計画の見直しを速やかに行います。

(3) サービスの提供に当たっては、特定の種類または特定の事業所に不当に偏することがないよう、利用者及び家族の意思を尊重し、常に利用者及び家族の立場に立って、公平中立に行います。また、利用者及び家族は、当事業所に対して、居宅サービス計画に組み込む介護サービス事業所を複数紹介するよう求めることやその事業所を選んだ理由の説明を求めることが出来ます。

なお、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成するよう配慮いたします。

(4) 入、退院時や状態変化がある際は医療機関、各関係機関、各事業所との連携を十分に図ります。

6. 利用料金（別紙Ⅱによる）

要介護認定されている方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて別紙の料金をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書及び領収証を発行します。この指定居宅介護支援提供証明書及び領収証を後日、各市区町村の担当課の窓口に提出されますと払い戻しを受けられます。浜松市の地域区分は「7級地」のため、1単位10,21円となります。但し、介護保険制度の改正により料金が変更になる場合があります。

7. 交通費

サービスご利用にかかる交通費はサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、サービス提供地域を超えた地点から1kmにつき30円の交通費が自己負担となります。

8. 上記6. 7に関する料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を送付いたします。お支払いは請求月の月末までに、当事業所が指定した口座に振り込むか、又は現金によるお支払いとなります。

9. サービスの内容

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成・交付
- (2) 再調整・管理
- (3) 相談
- (4) 介護認定の申請代行
- (5) その他担当の職員が必要と判断された緊急対応

10. サービスの利用方法

(1) 利用開始

当事業所に電話等でお申し込み下さい。担当職員が居宅介護支援サービスの内容についてご説明し、契約をもって開始となります。ご利用に該当される方は以下の通りです。

- ① 介護保険被保険者であること
- ② 要介護認定者であること

(2) サービスの流れ

- ① この説明書によりあなたからの同意を得た後、あなたの状態について把握します。

- ② 介護サービスご利用のための居宅サービス計画を作成し、あなたの承諾をいただきます。
- ③ サービス提供事業所からサービスが開始されます。
- ④ 少なくとも月1回、利用者宅を訪問して相談に応じ、居宅サービス計画の実施状況の把握を行います。
- ⑤ 居宅サービス計画の新規作成、要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議を開催します。
- ⑥ 厚生労働省の定める要件に該当する場合に限り、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを実施することが可能です。その場合でも少なくとも2ヶ月に1回は居宅を訪問し、対面で面接を行うものとします。
- ⑦ 利用者やその家族は、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を受けることが可能です。
- ⑧ 利用者かその家族は、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
- ⑨ 医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、意見を求めた主治の医師等に対して、ケアプランを交付することが義務付けられています。

1 1. 情報の守秘及び個人情報の使用について

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人もしくはその家族等に関する個人情報を、就業期間及び退職後においても守秘いたしますので安心してご相談下さい。但し、サービス提供において必要な情報につきましては、ご利用者又はご家族の方から予め別紙Ⅲにより同意をいただいた上で使用させていただきます。居宅介護支援に関する書類については契約終了日から2年間保管します。契約者本人、またはその代理人の方はこれらの記録を閲覧、または複写を求めることができます。

1 2. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は_____です。

- (1) 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (2) あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。
(これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。)
- (3) 当事業所は、あなたの担当の職員が退職する等の正当な理由がある場合に限り、担当を変更することができます。

1 3. 契約の解除

- (1) あなた及び家族が契約の解除を希望する場合はいつでもできます。担当の介護支援専門員にお申し出下さい。契約の解除に費用はかかりません。
- (2) あなたが当事業所・職員・他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけるなどこの契約を継続し難いほどの不信行為（暴言・暴力・威嚇行為・過剰なサービス要求や連絡）を行った場合、あなたや家族などが反社会的団体と密接な関係があると認められた場合は、文書であなたに通知することにより、直ちに契約を解除させて

いただく場合があります。

(3) 次の場合、サービスは自動的に終了となります。

- ① あなたの要介護度が要支援1・2、事業対象者、非該当と認定された場合。
- ② あなたが介護保険施設へ入所又は医療施設へ入院し、支援の必要性が今後無いと判断され、在宅生活が終了となった場合。
- ③ あなたが特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（長期利用）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護をご利用（登録）した場合。
- ④ あなたがサービス担当区域外に転居した場合。
- ⑤ あなたが亡くなられた場合

1 4. 契約の終了

前項の解除が生じた場合に、契約は終了となります。

1 5. サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記の窓口に対応いたします。苦情については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容も記録保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めます。

(1) きらら浜松ケアプランセンター苦情窓口

苦情受付担当者 ケアプランセンター長 杉浦鮎美 電話 (053) 443-2731
苦情解決責任者 きらら浜松 施設長 鈴木 薫 電話 (053) 443-2730

(注) 苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情に向けた対応の実施
- ⑤原因の究明 ⑥再発防止・改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

(2) きらら浜松ケアプランセンター以外の苦情窓口

市区町村受付窓口

浜松市役所介護保険課	電話 (053) 457-2875
浜松市中央区役所内 長寿支援課	電話 (053) 457-2324
浜松市東行政センター内 長寿支援課	電話 (053) 424-0184
浜松市西行政センター内 長寿支援課	電話 (053) 597-1119
浜松市南行政センター内 長寿支援課	電話 (053) 425-1572
静岡県国民健康保険団体連合会	電話 (054) 253-5590
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電話 (054) 653-0840

1 6. 緊急時及び事故発生時の対応

(1) サービスの提供中に利用者の容態に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに救急隊、主治医等へ連絡して必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。

(3) 事故の原因がきさら浜松ケアプランセンターの責めに帰する場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

17. 再発防止

事故が発生した場合、事故の起こった原因を十分に検討し、原因の究明を行い再発の防止に努めます。

18. 虐待防止

当事業所では、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じるとともに、実施する担当者を設置します。

19. 感染症対策

当事業所では、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

20. ハラスメント対策

当事業所では、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策・研修に取り組むための必要な措置を講じます。

21. 身体的拘束廃止等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

22. 事業継続計画について

感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施できるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を作成し、年1回の研修及び訓練、見直しを行います。また、非常時には計画に沿って必要な措置を講じます。

以上

施行日：令和 8 年 9 月 1 日

令和 年 月 日

(きらら浜松ケアプランセンター)

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 浜松市中央区楊子町218番地

名 称 きらら浜松ケアプランセンター

説明者 ⑩

(利用者)

この説明書により、指定居宅介護支援サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 ⑩

(家族代表者又は代理人)

住 所

氏 名 ⑩

(利用者との関係)

別紙 I

きらら浜松ケアプランセンター

事業所職員の概要と勤務体制

令和8年9月1日現在

職 種	資 格	勤 務 体 制	備 考
管 理 者 (介護支援専門員兼務)	主任介護支援専門員 介護福祉士	常 勤	

以上

きらら浜松ケアプランセンター

利 用 料 金 表

令和8年9月1日 現在

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護１・２	1,086単位		（ 11,088円 ）
	要介護３・４・５	1,411単位		（ 14,406円 ）
初回加算		300単位		（ 3,063円 ）
入院時情報連携加算（Ⅰ）		250単位		（ 2,552円 ）
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200単位		（ 2,042円 ）
退院・退所加算	カンファレンス 参加なし	連携１回	450単位	（ 4,594円 ）
		連携２回	600単位	（ 6,126円 ）
	カンファレンス 参加あり	連携１回	600単位	（ 6,126円 ）
		連携２回	750単位	（ 7,657円 ）
		連携３回	900単位	（ 9,189円 ）
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位		（ 2,042円 ）
通院時情報連携加算		50単位		（ 510円 ）
ターミナルケアマネジメント加算		400単位		（ 4,084円 ）
処遇改善加算		2.1%		

※居宅介護支援費は、介護支援専門員１人当たりの取扱件数が45件未満の場合。

※居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、ご利用者の死亡・入院によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

浜松市は地域区分が「7級地」のため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。但し、上記の料金は介護保険制度の改正により料金が変更になる場合があります。

以上

個人情報の取扱いに関する同意書

私およびその家族の個人情報については、下記の場合において必要最低限の範囲で使用する
ことに同意します。

- ① 介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施す
るため、サービス担当者会議等において使用する場合
※サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催することがあります。
- ②利用者が医療機関に受診又は入院するため、その医療機関に情報を提供する場合
- ③市区町、その他の介護保険事業所等への情報提供や適切な在宅療養を受けるため、医療機関等へ
の療養情報を提供する場合
- ④当事業所の利用を終了し、他の事業所を紹介する等の援助を行うに際し、必要な情報を提供する
場合
- ⑤静岡県及び各市町等から介護サービスの維持や改善のため、基礎資料の提出を求められた場合
- ⑥介護保険法等に定められた届出、報告（事故報告書等）を行うため、使用する場合
- ⑦当施設で実習を行う者が報告書又は研究発表等の資料を作成するため、使用する場合
- ⑧損害賠償保険の申請等するため、保険会社に必要な情報を提供する場合
- ⑨法で定められた届出等するため、使用する場合
- ⑩介護サービスの質の向上のため、学会・研究等で事例研究を発表する場合
※ ⑦⑩の場合は利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 県民厚生会
理事長 望月 忍 様

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(家族代表者又は代理)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者との関係) _____